

令和 6 年 6 月 21 日

近畿管区行政評価局

ため池の防災減災対策に関する調査 ＜結果に基づく通知＞

＜背景＞

ため池は、全国に約 15 万箇所存在していますが、その多くは江戸時代以前に築造され、劣化の進行とともに、近年は豪雨等による決壊が頻発しており、各地域において、防災減災対策の着実な実施が求められています。本調査は、このような状況を踏まえ、各地域におけるため池の防災減災対策の取組の実態や課題を把握するため、実施しました。

＜調査結果＞

①人的被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池の指定について検討が不十分な事例や、②ため池の評価・防災工事にはまだ一定の時間を要する状況の中、避難行動の判断材料となり得る評価結果等を住民に公表している都道府県は一部にとどまっていることが判明したほか、③ため池ハザードマップにおける避難場所等の表示方法が不適切な事例や、ため池が決壊した場合の浸水に関する情報が隣接市町村に提供されていない事例がみられました。

このため、農林水産省に対し、①防災重点農業用ため池の指定漏れがないか確認し、検討を行うよう全国の地方公共団体に促すことや、②ため池の評価の結果等について、住民の迅速な避難行動につなげるための公表の在り方を検討すること、③ため池ハザードマップについて、当省の調査でみられたような事例がないか全国の地方公共団体に点検を促し、不適切事例の解消につなげることなどを要請しました。

- ・ 概要

※ [近畿管内の事例](#)は P5～8 を御覧ください。

- ・ 結果報告書

※ 近畿管区行政評価局は、令和 4 年 10 月から 5 年 1 月までの間、近畿管内での調査を担当しました。調査結果の詳細を記載した調査結果報告書については、総務省行政評価局ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/index.html) に掲載しています。

(連絡先)

<近畿管内の調査結果について>

総務省近畿管区行政評価局

担 当: 評価監視部 第2 評価監視官室 堺、川島

電 話: 06-6941-8905(直通)

E-mail: knk21@soumu.go.jp

<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>

兵庫行政評価事務所

担 当: 評価監視官室 松本、黒川、荻谷

電 話: 078-331-9096(直通)

E-mail: hyogo10@soumu.go.jp

<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki/hyogo.html>



ホームページ

<調査結果全般について>

総務省行政評価局

担 当: 評価監視官(農林水産、防衛担当)室 石丸、岡本、須田

電 話: 03-5253-5439(直通)

お問合せフォーム:

<https://www.soumu.go.jp/form/hyouka/i-hyouka-form.html>

ため池の防災減災対策に関する調査結果（概要）



調査の背景

〔通知日：令和6年6月21日 通知先：農林水産省〕

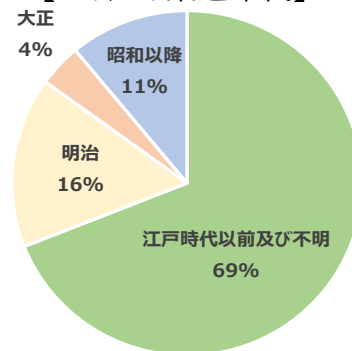
- ため池は、全国に約15万箇所存在しているが、劣化の進行とともに、近年豪雨等による決壊が頻発
- ため池管理保全法^(注1)が令和元年7月に施行され、市町村長に対し、ハザードマップ等による住民へのため池の決壊に関する情報等の周知に努めることを義務付け

また、ため池工事特措法^(注2)が令和2年10月に施行（12年度末までの時限立法）され、周辺に住宅等が存在するなど決壊により人的被害を及ぼすおそれのあるため池を、都道府県知事が防災重点農業用ため池として指定した上で、劣化状況評価等の結果に基づき、防災工事を集中的かつ計画的に行う仕組みを整備

- 各地域において、上記取組の着実な実施が喫緊の課題である状況を踏まえ、調査（11都道府県及び66市町村）

（注1）農業用ため池の管理及び保全に関する法律 （注2）防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法

【ため池の築造年代】



（注）農林水産省HPを基に当省が作成



主な調査結果

① 人的被害を及ぼすおそれのあるため池か否かの検討が不十分な事例あり（→P2）

- ✓ 当省の調査を契機に改めて検討された結果、防災重点農業用ため池の指定に至った事例あり
- ✓ 市町村の事務負担軽減に配慮しつつ、追加指定候補の把握に努めている事例あり

② ため池の評価・防災工事には一定の時間を要する状況（→P2）

- ✓ リソースの制約等から、ため池工事特措法期間後に評価や防災工事に着手予定のため池あり
→ 農林水産省において、ため池工事特措法施行後5年を目途とした点検・検証に向けて、地域の実情等も把握し、評価・防災工事の推進策の検討を進めることを期待
- ✓ 現状では評価の結果等を住民に情報提供し、避難行動の判断材料としてもらうことが重要だが、評価結果の公表例は限られ、住民への分かりやすい公表の在り方が悩ましいとの意見あり

③ 住民の避難行動に必要な情報が適切に伝わらないおそれがある事例あり（→P3）

- ✓ ハザードマップにおける避難場所等の表示方法が不適切な事例や、ため池が決壊した場合の浸水に関する情報が隣接市町村に提供されていない事例あり

④ 災害時のため池の現況把握は現地確認に頼らざるを得ない状況（→P4）

- ✓ 住民の自主避難行動を促すために、計画的に水位計等観測機器を設置し、ため池の現況を情報提供している事例あり



当省の意見

検討漏れの確認の促進

評価の結果等の公表の在り方の検討

ハザードマップの点検・不適切事例の解消の促進

設置事例の収集・情報提供



期待される効果

✓ 漏れなく、円滑な評価や防災工事の実施を促進



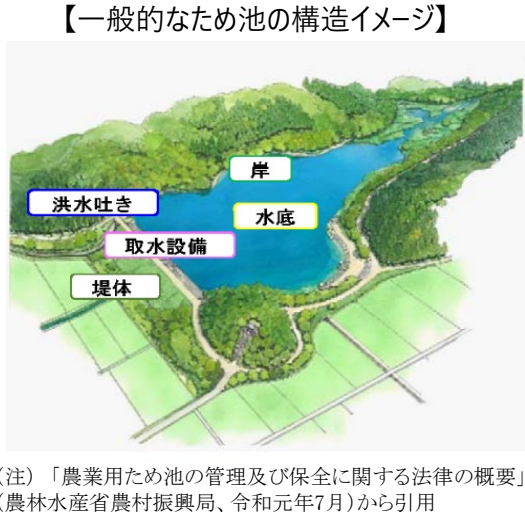
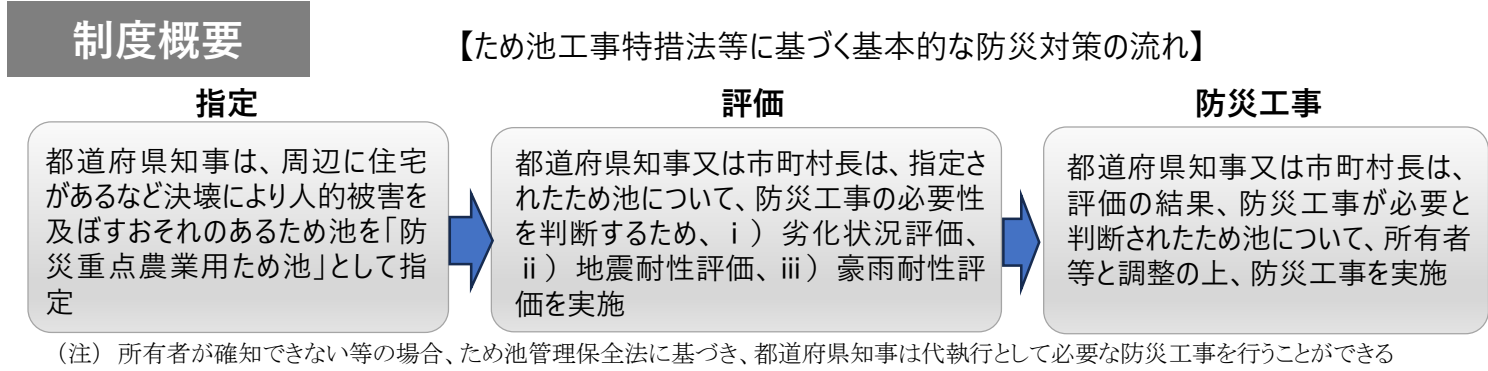
ため池の決壊等の防止

✓ 住民の防災意識の向上



災害時における迅速な避難行動を促進

調査結果 1 ため池の防災対策の実施状況



調査結果

① 指定の検討が不十分と思われる例あり

- ✓ 低水位管理により貯水量を減らしていることを理由に防災重点農業用ため池に指定していなかったため池について、当省の調査を契機に改めて検討した結果、指定に至った事例あり
- ✓ 市町村の事務負担軽減に配慮しつつ、追加指定候補の把握に努めている事例あり

② ため池の評価・防災工事にはまだ時間を要する状況

- ✓ 着手予定数に対して一定の進捗がみられたが、リソースの制約等により、特措法期間後に地震・豪雨耐性評価や防災工事に着手予定のため池あり

農林水産省において、法施行後5年を目途とした点検・検証に向けて、今回の調査結果を踏まえ、地域の実情等も把握し、評価・防災工事の推進策の検討を進めることを期待

- ✓ こうした状況下においては、評価の結果等を避難行動の判断材料として住民に情報提供することが重要

11都道府県における評価及び防災工事の進捗状況
(単位：ため池)

区分	対象数【A】	令和12年度までの着手予定数【B】 (B/A)	令和4年度末時点の着手数【C】 (C/B)
劣化状況	32,494	32,494 (100.0%)	22,060 (67.9%)
地震耐性		10,006 (30.8%)	5,632 (56.3%)
豪雨耐性		26,806 (82.5%)	19,786 (73.8%)
防災工事	10,089	2,380 (23.6%)	1,024 (43.0%)

③ 所有者不明を理由として防災工事の着手に至るまでに苦慮している事例あり

- ✓ 所有者不明のため池について、紛争を懸念し代執行以外の方法を検討中 等
→ 今後、防災工事の着手数の増加に伴い、全国で同様の例が顕在化し、防災工事が遅れる懸念

当省の意見

① 指定すべきため池が漏れていないか確認し、検討を行うよう促すこと

② 住民への評価の結果等の公表の在り方について検討すること

③ 代執行を始めとした所有者不明土地に対する対応の取組例について収集を行い、それらの結果を地方公共団体に情報提供するなど、必要な支援を行うこと

2

調査結果 2 -(1) ため池の減災対策の実施状況（ハザードマップの作成状況等）

制度概要

- 市町村長は、その区域内に所在するため池の決壊に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路等に関する事項について、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるよう努めるとされている（ため池管理保全法）
- 農林水産省によると、ため池管理保全法上の「住民」には、ため池が所在する市町村の住民のみならず、隣接市町村の住民も含まれるとしている

調査結果

調査対象66市町村（8,543か所のため池^{（注1）}）のうち、61市町村（4,229か所のため池）においてハザードマップが作成されていたが、以下のような事例がみられた（未作成分については今後作成予定）

- ① **ため池の決壊時に想定どおりの水位^{（注2）}まで浸水した場合、使用できない可能性があるにもかかわらず、何の注釈も付けずに避難場所等をハザードマップに表示している事例あり**（16市町村32か所のため池26か所の避難場所等）
 - ✓ 中には、避難場所等の想定水位が4m近くに達し得るものあり
 - 何らかの注釈を付けないと住民は安全な避難場所等であると誤認するおそれ
- ② **隣接市町村に浸水想定区域が及ぶにもかかわらず、隣接市町村に当該情報を未提供の事例**（19市町村65か所のため池^{（注3）}）や、**隣接市町村から浸水想定区域が及ぶとの情報を受けたにもかかわらず、自市町村内の住民に未周知の事例あり**（1市町村1か所のため池）
 - ✓ 中には、貯水量が26万m³を超え、万が一決壊した場合には、住宅等に影響を及ぼすおそれのあるものあり
 - ため池の所在市町村から隣接市町村に情報提供を行い、提供を受けた市町村が住民に周知しなければ、住民はハザードマップの情報を認識できないおそれ



当省の意見

ハザードマップについて、当省の調査でみられたような事例がないか点検を促すとともに、点検の結果、同様の事例が確認された場合は、以下のような措置を講ずるよう検討を促すこと

- ① 浸水時に使用できないおそれのある避難場所等には、適切な説明を加えること
- ② 隣接市町村に浸水想定区域が及ぶ場合は、隣接市町村に情報提供を行い、情報提供を受けた市町村は住民への周知を行うこと

（注）1 農林水産省がハザードマップの作成対象としているため池の数。
作成対象外のため池は、浸水想定区域図で代用可とされている
2 想定される水位が0.5m以上の避難場所等を対象とした
3 情報提供したかどうか不明の2市町村14か所のため池を含む 3

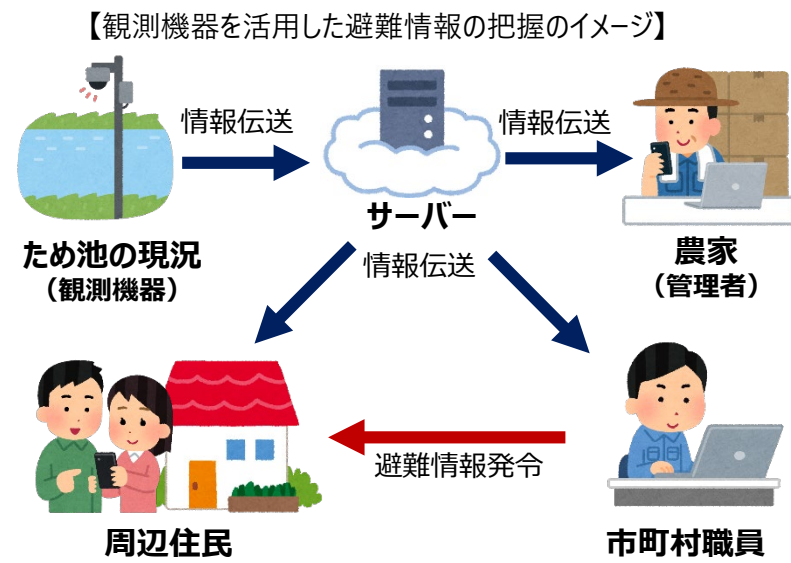
調査結果 2 -(2) ため池の減災対策の実施状況（避難情報の住民への周知状況等）

制度概要

- 市町村において、住民への避難情報の発令基準を作成することとされており、ため池については、防災対策の実施状況、雨量等を基に発令することとされている（「避難情報に関するガイドライン」（内閣府作成））。農林水産省では、ため池ごとに形状、老朽化の程度等が異なり、統一的な危険水位の設定が困難であるとし、具体的な発令基準例等を示していない
- 農林水産省では、平成30年7月豪雨等を踏まえ、影響が大きなため池については、ため池の状態を迅速に把握するための観測機器が必要との考えを示しており、国庫補助事業により、ため池における水位等の観測機器の設置・運用に係る支援メニューを用意している

調査結果

- 多くの市町村で避難情報発令や豪雨時等の住民への情報提供は現地確認による情報に頼らざるを得ない状況
 - ✓ 調査対象66市町村（1万1,447か所のため池）のうち、水位計のデータを基に降雨等による水位が設計洪水水位(注)を超えた場合などに避難情報の発令を行うのは1市町村1か所のため池
 - 水位などのリアルタイムの情報が把握できるようになれば、住民の避難行動のための情報提供がしやすくなるとする意見あり
 - ✓ 住民の自主避難の判断材料に活用することなどを目的として水位計、監視カメラ等観測機器を設置していたのは19市町村166か所のため池にとどまる
 - 観測機器未設置の理由として、設置後の通信費等ランニングコストに係る費用負担の調整が課題であるなどの意見あり
 - ため池の大きさや立地状況（ため池直下に住宅等があるか否か）、設置する地区に偏りが生じないかといった点についても考慮し、計画的に設置を進めている事例あり



(注) 「農業用ため池の管理及び保全に関する事例集」(令和5年3月農林水産省農村振興局)を参考にして当省が作成

当省の意見

下流への影響度等を考慮し計画的に観測機器の設置を進められるよう、既に設置した事例の収集・提供を行うなど、地方公共団体に対し、より一層の支援を行うこと

(注) 近代的な設計基準に基づき設定される、ため池の洪水吐きの処理能力で対応できる最高水位

「ため池の防災減災対策に関する調査」の結果について（近畿管区行政評価局）

ハザードマップの作成状況等

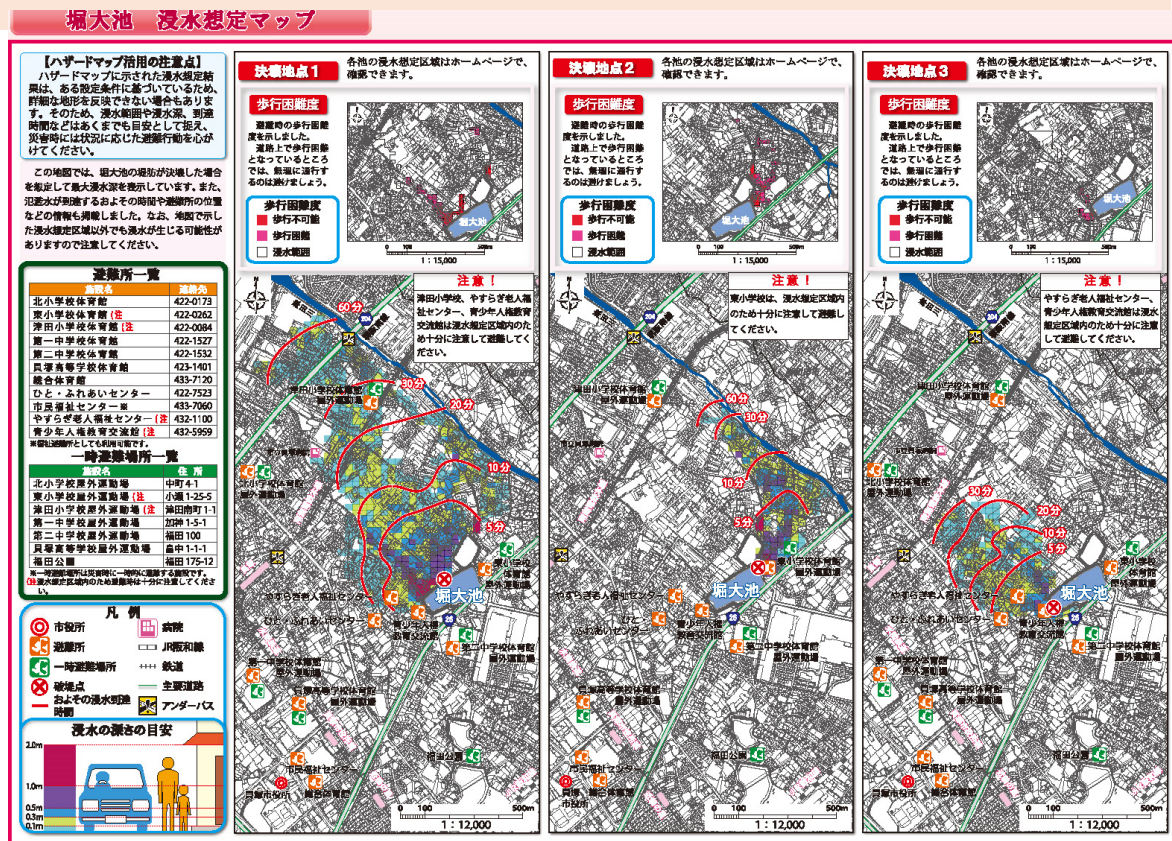
（結果報告書P24～29、資料6(P42)）

調査結果（現状）

ため池の決壊時に想定どおりの水位に達し、避難場所等が浸水した場合、使用できなくなる可能性があるが、ハザードマップに何の注釈もないまま表示しているものが調査対象のうちハザードマップを作成していた61市町村のうち16市町村でみられた。

近畿管内の取組例（大阪府貝塚市）

一方、大阪府貝塚市は、防災重点農業用ため池の決壊地点によって浸水想定区域が異なることから、**決壊地点**（右図の ☒ ）ごとにパターンを分けて掲載し、決壊地点によっては**避難場所等**（右図の 🏠 ）が浸水する可能性があることを注意書きするなど、住民への避難情報の説明を工夫している。



「ため池の防災減災対策に関する調査」の結果について（近畿管区行政評価局）

避難情報の住民への周知状況等（1）

（結果報告書P30～35、資料7(P43)）

調査結果（現状）

多くの市町村では、避難情報発令や豪雨時等の住民への情報提供は現地確認による情報に頼らざるを得ない状況。

近畿管内の取組例（和歌山県和歌山市）

一方、**和歌山市**は、豪雨時や地震時のため池の水位状況を速やかに把握し、**住民の早期避難**や**人的被害防止を図る**ことを目的に、**決壊時に甚大な被害が想定される防災重点農業用ため池**（貯水量約14万 m^3 以上かつ下流域に住宅が密集）に**テレメータ**（水位計・雨量計）を設置。

ため池の観測状況はホームページで一般公開されており、住民に分かりやすく周知するため、水位を基準に**危険度を4段階に設定**し、段階ごとに色分けして表示している。



（注）和歌山県和歌山市のホームページから引用

「ため池の防災減災対策に関する調査」の結果について（近畿管区行政評価局）

避難情報の住民への周知状況等（2）

（結果報告書P30～35）

調査結果（現状）

多くの市町村で観測機器が設置できておらず、リアルタイム情報を把握できていない現状では、避難情報の発令や豪雨時等における住民への情報提供は、気象情報、ため池の管理者等から寄せられる情報、現地での目視による確認に頼らざるを得ない状況。

近畿管内の取組例（兵庫県）

※兵庫県（ため池 21,752箇所）【全国1位】

一方、**兵庫県**は、**管内市町が観測機器を導入する際の参考にしてもらうため、「ため池監視システム導入マニュアル」（令和5年3月兵庫県農林水産部農地整備課）を作成している。**

「ため池の防災減災対策に関する調査」の結果について（近畿管区行政評価局）

防災重点農業用ため池の指定状況

（結果報告書P2～7）

調査結果（現状）

都道府県知事は、決壊によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれのあるため池について、あらかじめ関係市町村長の意見を聴いて「防災重点農業用ため池」として指定することができる（ため池工事特措法第4条第1項・第2項）。

指定後も、ため池の周辺事情は常に変化し得るものであることから、その変化を適時に把握し、指定漏れの確認・追加指定の検討を行うことが重要ではないかと考えられるが、指定の可否を十分検討していないものがみられた。

近畿管内の取組例（兵庫県）

一方、**兵庫県**は、**毎年度、市町への照会を行うことにより、防災重点農業用ため池に指定すべきものを把握するよう努めている**ほか、管内市町の追加指定候補のため池に係る**氾濫解析業務を県で一括して発注することで、市町の事務負担の軽減を図っている**。